

公 示 送 達 書

令和8年9月30日

京都府長岡京市長 中小路 健吾

下記の者に係る書類を国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達します。なお、送達すべき書類は、当市役所国民健康保険課管理係に保管していますので、出庁のうえ受領してください。

送達を受けるべき者	送達書類の根拠法令	氏名
	長岡京市国民健康保険条例施行規則 第36条	榮 弘孝
	長岡京市国民健康保険条例施行規則 第36条	川上 絹二
	長岡京市国民健康保険条例施行規則 第36条	原田 直行
	長岡京市国民健康保険条例施行規則 第36条	中垣 雄紀
	長岡京市国民健康保険条例施行規則 第36条	上田 恭平
	長岡京市国民健康保険条例施行規則 第36条	上島 拓哉
	長岡京市国民健康保険条例施行規則 第36条	岩井 清文
	長岡京市国民健康保険条例施行規則 第36条	高城 聖生
	長岡京市国民健康保険条例施行規則 第36条	張 陽
	長岡京市国民健康保険条例施行規則 第36条	伊藤 寿
	長岡京市国民健康保険条例施行規則 第36条	サンマルタン いずみ

	長岡京市国民健康保険条例施行規則 第 3 6 条	山本 愛斗
注意 上記の書類を受領しないときは、国民健康保険法第 7 8 条において準用する地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。		